

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月22日
【会社名】	オイシックス株式会社
【英訳名】	Oisix Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高島 宏平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田一丁目13番12号
【電話番号】	03-5447-2688（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部本部長 山中 初
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田一丁目13番12号
【電話番号】	03-5447-2688（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部本部長 山中 初
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成28年12月22日開催の当社取締役会において、平成29年秋を目処とした合併による経営統合（以下「本統合」といいます。）に向けて、当社を株式交換完全親会社、株式会社大地を守る会（以下「大地を守る会」といいます。）を株式交換完全子会社とし、平成29年3月31日を効力発生日（予定）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成28年12月22日付で株式交換契約を締結いたしました。また、本株式交換の効力発生により、大地を守る会が当社の特定子会社に該当することになりますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社大地を守る会
住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
代表者の氏名：代表取締役社長 藤田 和芳
資本金：347百万円（平成28年9月30日現在）
事業の内容：安全・安心とおいしさにこだわった農・畜・水産物、加工食品、雑貨等をお届けする宅配サービス他の運営

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前： 0個

異動後： 7,765個

総株主等の議決権に対する割合

異動前： 0%

異動後： 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社が大地を守る会株式を取得することにより、大地を守る会は当社の完全子会社となり、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日：平成29年3月31日（予定）

株式交換の決定

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社大地を守る会

本店の所在地 : 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

代表者の氏名 : 代表取締役社長 藤田 和芳

資本金の額 : 347百万円 (平成28年9月30日現在)

純資産の額 : 2,907百万円 (平成28年3月31日現在)

総資産の額 : 5,485百万円 (平成28年3月31日現在)

事業の内容 : 安全・安心とおいしさにこだわった農・畜・水産物、加工食品、雑貨等をお届けする宅配サービス他の運営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位: 百万円)

決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	13,365	13,583	13,572
営業利益	51	224	368
経常利益	73	209	366
当期純利益又は当期純損失()	22	41	222

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成28年9月30日現在)

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社ローソン	33.40
藤田 和芳	12.63
大地を守る会社員持株会	11.86
小森 保明	2.92
早川 博	2.16

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	記載すべき関係はございません。
人的関係	記載すべき関係はございません。
取引関係	記載すべき関係はございません。

(2) 当該株式交換の目的

近年のイー・コマース(EC)業界においては、スマートフォンの一層の普及やSNS等を活用した販売経路の多様化が進む中で、共働き世帯の増加や健康志向の上昇など、ライフスタイル・価値観の変化に伴う消費者ニーズも多様化しております。また当社の主たる事業領域である安全性に配慮した食品業界においては、安心・安全に対する消費者の意識が引き続き高い状況にあります。

このような環境を背景に、当社は平成12年の創業以来、「より豊かな食生活をより多くの人へ」という企業理念のもと、成長市場であるEC市場において、安心・安全な食品や短時間で調理が可能な時短ニーズ向けの商品など、高品質・高付加価値分野の食品宅配サービスで、独自性・競争優位性の確立に取り組んでまいりました。

一方、大地を守る会は、有機・無農薬食材の会員制宅配事業の草分け的存在として、40年の歴史と、約2,500人の契約生産者のネットワークを有しており、安心・安全にこだわった農・畜・水産物や無添加の加工食品等を提供しております。

このように、食の安全性を確保することに関して、両社共に商品の生産、取扱い基準を設けておりますが、これに加え、美味しい食材のみを消費者に提供する考えにおいても共通しております。

かかる状況の下、平成28年10月頃より、両社にて本統合も視野に入れた協議の機会を得て検討を行ってまいりましたが、当社と同様に安全性に配慮した高品質で付加価値の高い食品宅配事業を主たる事業とする大地を守る会と

の間で、市場拡大を図り、食品を通じてより良い社会への更なる貢献を推進するには、経営資源を結集し、新たなグループを形成することが有効であるとの結論に至りました。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、大地を守る会を株式交換完全子会社とする株式交換となります。当該株式交換は、当社については平成29年2月27日開催予定の臨時株主総会において、大地を守る会については平成29年2月23日開催予定の臨時株主総会において、それぞれ当該株式交換契約の承認を受けた上で、平成29年3月31日を効力発生日として行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	オイシックス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社大地を守る会 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	261
株式交換により交付する株式数	普通株式：2,026,665株(予定)	

その他の株式交換契約の内容

当社及び大地を守る会が平成28年12月22日に締結した株式交換契約の内容は次の通りです。

株式交換契約書

オイシックス株式会社(住所：東京都品川区東五反田1丁目13番12号。以下「甲」という。)と株式会社大地を守る会(住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地。以下「乙」という。)は、2016年12月22日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

第2条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の普通株主(但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に261を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式261株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合は、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第3条(資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

増加する資本金の額	0円
増加する資本準備金の額	会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
増加する利益準備金の額	0円

第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、平成29年3月31日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は協議し書面にて合意の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、平成29年2月27日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成29年2月23日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は協議し書面にて合意の上、前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、各々善良なる管理者としての注意義務をもってその財産の管理及び業務の執行を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し書面にて合意の上、これを行うものとする。

第7条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時において所有する自己株式の全部（本株式交換に関する会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、本株式交換の効力発生日までの間に消却する。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本株式交換の中止）

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な障壁となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が合理的に困難となった場合には、甲及び乙は協議し書面にて合意の上、相手方に対して何らの損害賠償及び補償義務を負うことなく、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、相手方から開示を受けた秘密情報を第三者に対して公表、開示若しくは漏洩せず、また、本契約の目的以外のために使用してはならない。但し、法令又は司法若しくは行政機関の命令により秘密情報の開示が義務付けられる場合、又は、本契約の目的達成のため合理的に必要な範囲で、本条に基づく秘密保持義務と同等の義務を課して、自らの役員、従業員又はアドバイザーに対し、秘密情報を開示する場合は、この限りではない。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲若しくは乙の第5条に定める株主総会において本契約の承認が得られない場合は、その効力を失う。

第11条（裁判管轄）

本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り甲及び乙が協議し書面にて合意の上、これを定める。

（条文以上）

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2016年12月22日

甲 東京都品川区東五反田1丁目13番12号
オイシックス株式会社
代表取締役社長 高島 宏平 印

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
株式会社大地を守る会
代表取締役社長 藤田 和芳 印

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率の算定にあたっては、当社については、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、平成28年12月21日を評価基準日とし、東京証券取引所における評価基準日の終値及び評価基準日から遡る1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の各期間の株価終値単純平均値を採用しております。

大地を守る会の株式価値については、比較可能な上場類似会社が存在し類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法及び将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。

類似会社比準法においては、大地を守る会と事業内容、事業規模、収益の状況等が類似している上場企業の株式時価総額に対する純利益倍率（PER）、純資産倍率（PBR）及び事業価値に対する売上高倍率を用いて算定しております。

DCF法においては、大地を守る会が作成した平成29年3月期下期から平成33年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

その結果として、当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	大地を守る会	
市場株価法	類似会社比準法	208.03～460.90
	DCF法	240.21～295.20

当社と大地を守る会は、当該算定結果を踏まえ、慎重な検討・協議・交渉を行った結果、両社の取締役会において、(3)の株式交換比率は両社の皆様にとり妥当なものであると判断し、本株式交換を行うことを合意いたしました。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：オイシックス株式会社

本店の所在地：東京都品川区東五反田一丁目13番12号

代表者の氏名：代表取締役社長 高島 宏平

資本金の額：現時点では確定しておりません。

純資産の額：現時点では確定しておりません。

総資産の額：現時点では確定しておりません。

事業の内容：インターネットなどを通じた一般消費者への特別栽培農産物、無添加加工食品等安全性に配慮した食品・食材の販売

以上